報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年 11 月 20 日

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等に係る意見募集

－自律型海上無線機器（AMRD）の導入等のための制度整備－

総務省は、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 12 号）等の一部を改正する省令案等について、令和８年 11 月 21 日（土）から同年 12 月 21 日（月）までの間、意見を募集します。

１　概要

以下について制度整備を行うため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等について意見を募集します。

（１）自律型海上無線機器（AMRD）の導入

AIS 技術を利用して、落水者の救助や、船舶が漁具等の存在を把握しそれらの位置特定や避航等に役立てることができる自律型海上無線機器（AMRD：Autonomous Maritime Radio Devices）の導入が期待されています。

総務省は、情報通信審議会から「自律型海上無線機器（AMRD）の技術的条件」に係る一部答申を受けたことを踏まえ、関係省令及び告示の改正等を行います。

（２）漁船の安全のためのケープタウン協定への対応

1977 年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する 1993 年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する 2012 年のケープタウン協定（以下、「ケープタウン協定」といいます。）については、2027 年２月 24 日から発効される予定です。

ケープタウン協定により、所要の要件を満たす漁船に搭載すべき無線設備の機器の台数が新たに定められることから、当該台数を電波法令に反映するため、関係省令の改正を行います。

（３）国際 VHF のチャネル４桁化への対応

無線通信規則付録第 18 号で規定されている VHF 帯海上移動周波数帯における送信周波数表のうち、港務通信及び船舶通航用の周波数については、世界的に航行が多い港湾や関門海峡におけるチャネルのひっ迫等を背景として、２周波方式（２桁表記）のチャネルの上り・下りの周波数を、それぞれ１周波方式（４桁表記）のチャネル（以下、「４桁チャネル」といいます。）でも使用できるよう、過去に見直しが行われたところです。

国際海事機関（IMO）が発行した回章では、無線通信規則付録第 18 号に基づく４桁チャネルへの対応は、2028 年１月１日以降に行われる最初の無線局検査までに行うこととされていることから、当該期日までに４桁チャネルに対応できるようにするため、関係告示の改正を行います。

２　意見公募対象

定めようとする命令等及び根拠法令条項の一覧は別紙１のとおりです。また、定めようとする命令等の一式（省令案等）は別紙２のとおりです。

３　意見公募要領

別紙３のとおりです。

４　意見公募期間

令和８年 11 月 21 日（土）から同年 12 月 21 日（月）まで（必着）

（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）

５　今後の予定

提出された意見を踏まえて電波監理審議会への諮問を行い、同審議会の答申が得られた場合は、関係省令等の改正等の所要の手続を速やかに進めていく予定です。

６　資料の入手方法

e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。また、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課において閲覧に供するとともに配布します。

【関係報道資料】

・自律型海上無線機器（AMRD）の技術的条件
－情報通信審議会からの一部答申－
（令和８年６月 24 日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000330.html

＜連絡先＞

【周波数割当計画の変更案以外について】
総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課
担当：福川課長補佐、浜元係長、藤森官
電話：03-5253-5901（直通）
E-mail： maritime_atmark_ml.soumu.go.jp

【周波数割当計画の変更案について】
総合通信基盤局 電波部 電波政策課
担当：長澤周波数調整官、柴田係長
電話：03-5253-5875（直通）
E-mail：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示していますので、送信の際には「@」に変更してください。）